

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の施行に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例(平成5年那覇市条例第15号)及び那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則(平成5年那覇市規則第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物処理施設に係る許可申請書等)

第2条 次の各号に掲げる申請書等は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法第8条第2項の申請書 一般廃棄物処理施設設置許可申請書
- (2) 省令第4条の4第1項の申請書 一般廃棄物処理施設使用前検査申請書
- (3) 省令第4条の4の2の申請書 一般廃棄物処理施設定期検査申請書
- (4) 省令第4条の17の報告書 特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書
- (5) 省令第5条の3第1項の申請書 一般廃棄物処理施設変更許可申請書
- (6) 省令第5条の4の2第1項又は省令第5条の9の2第1項の届出書 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書
- (7) 省令第5条の5第1項又は省令第5条の10第1項の届出書 一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書
- (8) 省令第5条の5の2第1項又は省令第5条の10の2第1項の申請書 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書
- (9) 省令第5条の5の3又は省令第12条の11の3の届出書 廃棄物処理施設欠格要件届出書
- (10) 省令第5条の5の5第1項の申請書 一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定申請書
- (11) 省令第5条の5の10第1項の届出書 一般廃棄物処理施設熱回収施設休廃止等届出書
- (12) 省令第5条の5の11第1項の報告書 一般廃棄物処理施設熱回収施設熱回収報告書
- (13) 法第9条の3第1項の規定による届出に係る書類 市の設置に係る一般廃棄物処理施設設置届出書
- (14) 省令第5条の8第1項の届出書 市の設置に係る一般廃棄物処理施設変更届出書
- (15) 省令第5条の11第1項の申請書 一般廃棄物処理施設譲受・借受許可申請書
- (16) 省令第5条の12第1項の申請書 一般廃棄物処理施設設置者法人合併・分割認可申請書
- (17) 省令第6条第1項の届出書 一般廃棄物処理施設設置者相続届出書

(一般廃棄物処理施設の許可証の交付)

第3条 市長は、法第8条第1項又は法第9条第1項の規定による許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置・変更許可証を交付するものとする。

(廃棄物処理施設の使用前検査の結果通知)

第4条 市長は、法第8条の2第5項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)又は法第15条の2第5項(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査を行ったときは、その結果を廃棄物処理施設使用前検査結果通知書により通知するものとする。

(一般廃棄物処理施設の定期検査の結果通知)

第5条 省令第4条の4の4の書面は、一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書とする。

(最終処分場廃止確認の通知)

第6条 市長は、法第9条第5項(法第9条の3第11項又は法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)の規定による確認をしたときは、最終処分場廃止確認済通知書を交付するものとする。

(一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者の認定証の交付)

第7条 市長は、法第9条の2の4第1項の規定による認定をしたときは、一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定証を交付するものとする。

(廃棄物処理施設の譲受け等の許可証の交付)

第8条 市長は、法第9条の5第1項(法第15条の4において準用する場合を含む。)の規定による許可をしたときは、廃棄物処理施設譲受・借受許可証を交付するものとする。

(法人の合併又は分割の認可証の交付)

第9条 市長は、法第9条の6第1項(法第15条の4において準用する場合を含む。)の規定による認可をしたときは、廃棄物処理施設設置者法人合併・分割認可証を交付するものとする。

(産業廃棄物処理業等の欠格要件に係る届出)

第10条 省令第10条の10の3又は省令第10条の24の届出書は、産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業欠格要件届出書とする。

(産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出)

第11条 省令第12条の7の17第2項の届出書は、産業廃棄物処理施設に係る一般廃棄物処理施設設置届出書とする。

2 省令第12条の7の17第4項の受理書は、産業廃棄物処理施設に係る一般廃棄物処理施設設置届出受理書とする。

3 省令第12条の7の17第5項の規定による届出は、産業廃棄物処理施設に係る一般廃棄物処理施設変更・廃止届出書によるものとする。

(再生利用個別指定の申請等)

第12条 省令第9条第2号又は省令第10条の3第2号に規定する市長の指定(以下「再生利用個別指定」という。)を受けようとする者は、再生利用個別指定業指定申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、再生利用個別指定をしたときは、再生利用個別指定業指定証(以下「指定証」という。)を交付するものとする。この場合において、市長は、再生利用個別指定に期限を付し、又は生活環境の保全上必要な条件を付すことができる。

3 再生利用個別指定を受けた者(以下「再生利用個別指定業者」という。)は、その事業の範囲を変更しようとするときは、再生利用個別指定業変更指定申請書により市長に申請しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定は、前項に規定する事業の範囲の変更の指定について準用する。

5 再生利用個別指定業者は、その事業の範囲の全部若しくは一部を廃止したとき、又は次に掲げる事項を変更したときは、当該廃止又は変更の日から10日以内に、再生利用個別指定業廃止・変更届出書により市長にその旨を届けなければならない。

- (1) 住所
- (2) 氏名又は名称

- (3) 事務所又は事業場の所在地
- (4) 再生利用の目的
- (5) 再生利用の方法
- (6) 取引関係

(再生利用個別指定の取消し等)

第13条 市長は、再生利用個別指定業者が法又はこの規則に違反する行為をしたときは、再生利用個別指定を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(再生利用の実績報告)

第14条 再生利用個別指定業者は、毎年度の6月30日までに再生利用個別指定業実績報告書により前年度の実績を市長に報告しなければならない。

(許可証等の再交付の申請)

第15条 法第8条第1項、法第14条第1項若しくは第6項、法第14条の4第1項若しくは第6項若しくは法第15条第1項の規定による許可を受けた者、法第9条の2の4第1項若しくは法第15条の3の3第1項の規定による認定を受けた者又は再生利用個別指定業者は、当該許可を受けたことを証する書類(以下「許可証」という。)、当該認定を受けたことを証する書類(以下「認定証」という。)又は指定証を亡失し、又は破損したときは、許可証等再交付申請書を市長に提出して再交付を受けることができる。

2 破損により前項の規定による再交付を申請しようとする者は、破損した許可証、認定証又は指定証を添付して申請しなければならない。

(許可証等の返納)

第16条 法第8条第1項、法第14条第1項若しくは第6項、法第14条の4第1項若しくは第6項若しくは法第15条第1項の規定による許可を受けた者、法第9条の2の4第1項若しくは法第15条の3の3第1項の規定による認定を受けた者又は再生利用個別指定業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証、認定証又は指定証を市長に返納しなければならない。

- (1) 許可、認定又は再生利用個別指定を取り消されたとき。
- (2) 許可、認定又は再生利用個別指定の有効期間が満了したとき。
- (3) 法第9条第1項、法第14条の2第1項、法第14条の5第1項又は法第15条の2の6第1項に規定する変更の許可を受けたとき。
- (4) 法第9条第3項(法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出を行った場合において、許可証を書き換えて交付されたとき、又は施設を廃止したとき。
- (5) 法第14条の2第3項及び法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出を行った場合において、事業の全部を廃止したとき、又は許可証を書き換えて交付されたとき。
- (6) 政令第5条の5(政令第7条の4において準用する場合を含む。)の規定による届出を行った場合において、熱回収を行わなくなったとき、熱回収施設を廃止したとき、又は認定証を書き換えて交付されたとき。
- (7) 第12条第5項の規定による届出を行った場合において、事業の全部を廃止したとき、又は指定証を書き換えて交付されたとき。
- (8) 前条第1項の規定により許可証、認定証又は指定証の再交付を受けた後、亡失した許可証、認定証又は指定証を発見したとき。

(様式等)

第17条 この規則の規定による別表に掲げる文書の様式及びこれらに添付すべき書類は、市長が定める。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(令和2年3月31日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和3年1月26日規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後においてもなお当分の間、この規則の施行前の様式又はこれを適宜修正した様式を使用することができるものとする。

別表(第17条関係)

文書の名称	根拠条項
一般廃棄物処理施設設置許可申請書	第2条第1号
一般廃棄物処理施設使用前検査申請書	第2条第2号
一般廃棄物処理施設定期検査申請書	第2条第3号
特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書	第2条第4号
一般廃棄物処理施設変更許可申請書	第2条第5号
一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書	第2条第6号
一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書	第2条第7号
一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書	第2条第8号
廃棄物処理施設欠格要件届出書	第2条第9号
一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定申請書	第2条第10号
一般廃棄物処理施設熱回収施設休廃止等届出書	第2条第11号

一般廃棄物処理施設熱回収施設熱回収報告書	第2条第12号
市の設置に係る一般廃棄物処理施設設置届出書	第2条第13号
市の設置に係る一般廃棄物処理施設変更届出書	第2条第14号
一般廃棄物処理施設譲受・借受許可申請書	第2条第15号
一般廃棄物処理施設設置者法人合併・分割認可申請書	第2条第16号
一般廃棄物処理施設設置者相続届出書	第2条第17号
一般廃棄物処理施設設置・変更許可証	第3条
廃棄物処理施設使用前検査結果通知書	第4条
一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書	第5条
最終処分場廃止確認済通知書	第6条
一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定証	第7条
廃棄物処理施設譲受・借受許可証	第8条
廃棄物処理施設設置者法人合併・分割認可証	第9条
産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業欠格要件届出書	第10条
産業廃棄物処理施設に係る一般廃棄物処理施設設置届出書	第11条第1項
産業廃棄物処理施設に係る一般廃棄物処理施設設置届出受理書	第11条第2項
産業廃棄物処理施設に係る一般廃棄物処理施設変更・廃止届出書	第11条第3項
再生利用個別指定業指定申請書	第12条第1項
再生利用個別指定業指定証	第12条第2項
再生利用個別指定業変更指定申請書	第12条第3項
再生利用個別指定業廃止・変更届出書	第12条第5項
再生利用個別指定業実績報告書	第14条
許可証等再交付申請書	第15条第1項